

災害時における道路災害応急対策業務等に関する協定書（案）

国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所長 舟波 昭一（以下「甲」という。）と〇〇建設（株）代表取締役 □□ □□（以下「乙」という。）とは、高崎河川国道事務所管内の道路災害時における災害応急対策業務等（以下「災害業務等」という。）及び降雪時の除雪作業（以下「除雪作業」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、高崎河川国道事務所管内において地震・大雨・大雪等の異常な自然現象及び予想できない災害等が発生し又はおそれがある場合、災害応急対策業務等を実施するにあたり、これに必要な建設機械、資材（以下「建設資機材等」という）、労力等の確保及び動員の方法等必要な事項を定め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（災害業務等、除雪作業の実施区間）

第 2 条 実施区間は以下のとおりとする。

災害業務等、除雪作業の実施区間は、別添図面 区間番号⑩とする。

前橋出張所管内 国道 17 号渋川西 BP 133.6 kp ～ 135.5 kp

【支援会社の場合】

（災害業務等、除雪作業の実施区間）

第 2 条 実施区間は以下のとおりとする。

災害業務等、除雪作業の業務区間は、別添図面 区間番号⑩とし、工区担当会社の支援とする。

前橋出張所管内 国道 17 号渋川西 BP 133.6 kp ～ 135.5 kp

（実施区間外の協力）

第 3 条 甲は、高崎河川国道事務所管内に災害等が発生し又はそのおそれがある場合において必要と認めるときは、乙に対し実施区間外の協力を要請することができるものとする。

2 甲は、東京都 23 区内において震度 6 弱以上の発生など、関東地方整備局管内に災害が発生し、又はそのおそれがある場合において必要と認めるときは、乙に対し実施区間外（県外含む）の協力を要請することができるものとする。

3 乙は、甲から実施区間外（県外含む）の協力要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。

（乙の責務）

第 4 条 乙は、あらかじめ災害時に備え、災害業務等、除雪作業に際し連絡体制及び使用可能な建設資機材等の数量を把握し、書面又はデータ送信等甲の指示する手段で甲へ報告するものとする。

2 前項の連絡体制を確立するために、連絡担当者を配置し、連絡先（平時及び緊急時）をとりまとめ甲へ報告するものとする。連絡担当者は可能な限り複数名配置することとし優先順位を付すものとする

3 第 1 項の建設資機材等の報告は、年 2 回（4 月末、10 月末）報告するものとするが、著しい変動があった場合又は、甲の要請があった場合は、保有状況を速やかに甲へ報告するものとする。

なお、甲の保有する建設資機材等については、書面等により、乙に情報提供する。

4 乙は協定内容の円滑な実施が図れるよう社内職員、協力会社に対し訓練を含め周知・教育を年 1 回以上行うよう努めるものとする。

（建設資機材等の提供）

第 5 条 甲及び乙は、それぞれから要請があった場合は、特別な理由がないかぎり、それぞれに対し建設資機材等を提供するものとする。

（災害業務等、除雪作業内容）

第 6 条 甲が乙に対し要請を行う災害業務等及び除雪作業は、所管施設の緊急点検による被害状況の把握と報告並びに甲の指示する当該被災所管施設の緊急措置、道路啓開及び応急復旧等（以下「応急対策業務」という。）の要請を行うものとする。
なお、甲が指示する主な業務内容は以下のとおりである。

①緊急点検（パトロール）

実施区間の道路を巡回し、道路状況や所管施設の被害状況の把握と報告の実施。

②緊急措置

道路利用者の安全確保を図るため、危険箇所への進入防止措置の実施、また危険箇所の注意喚起や通行規制の措置を周知する看板等の設置及び通行規制の補助などの実施。

③道路啓開

倒壊・散乱している沿道建物等の道路上障害物の除去や段差箇所の処理、災害対策基本法に基づく路上放置車両の移動などを行い、緊急車両の通行確保を図る。

④応急復旧

道路啓開後の被災箇所に応じた、二次災害の防止や段階的な復旧による、緊急輸送路の機能確保を図る。また、大雨等による法面崩落などの災害においては、応急的な二次災害防止措置を講じ、早期の通行確保を図る。

⑤道路除雪

異常気象による豪雪時の道路除雪等を行い、通行確保を図る。

⑥その他

災害業務等の実施に必要な労力及び建設資機材等の提供協力を行う。

(出動の要請)

第 7 条 甲は、乙に対し第 2 条及び第 3 条の災害業務等実施区間、協力要請区間の具体的な災害状況に応じ、応急対策業務のための出動を書面又は電話等の方法により要請するものとする。

ただし、乙が災害状況を把握しているにもかかわらず、甲、乙相互の通信連絡が不能なため、甲からの出動要請が不可能な場合は、乙の判断により応急対策業務を実施出来るものとする。なお、同様に支援会社が担当工区会社からの支援要請を受けた場合業務を実施することが出来るものとする。

2 甲は電話による要請を行った場合、速やかに書面にて乙に通知するものとする。

3 乙は要請を受けた場合（第 1 項ただし書きを含む）、速やかに現場責任者を定め、甲に氏名・連絡先を報告すると共に、直ちに出勤し、災害業務等又は除雪作業を実施するものとする。

(災害業務等、除雪作業の指示)

第 8 条 災害業務等及び除雪作業の直接の指示は、当該実施区間を担当する出張所長又は甲の現場対応職員（以下「出張所長等」という。）が書面又は口頭で行うものとし、乙はその指示に従うものとする。なお、出張所長等は口頭指示した場合、速やかに指示内容を書面にて乙に通知すること。ただし、第 7 条第 1 項ただし書きによる甲の出動要請、支援要請が不可能な場合は乙の判断による応急処置を行うものとする。また、支援会社が工区担当会社からの支援要請を受けた場合は支援を行うものとする。

2 前項のただし書きにおいて、甲と通信連絡が可能となった場合は、乙はその実施処置の内容を速やかに出張所長等に報告するものとする。

(契約の締結)

第 9 条 甲は、第 7 条に基づく出動を乙に要請したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。

2 乙は、契約締結に当たっては、法定外の労災保険に加入しているものとする。

(災害業務等の完了)

第 10 条 乙または乙の現場責任者は、災害業務等が完了したときは、電話等により直ちに出張所長等にその旨を報告するものとする。

(災害業務等の実施報告)

第 11 条 乙または乙の現場責任者は、災害業務等の完了後、作業時間及び使用建設資機材等の数量を出張所長に書面により報告するものとする。

2 甲は、必要に応じて災害業務等の途中段階で、使用した建設資機材等の数量の報告を求めることができるものとする。

(費用の請求)

第12条 乙は、災害業務等完了後、当該業務に要した費用を第9条により締結した契約に基づきその費用を請求するものとする。

(費用の支払)

第13条 甲は、第12条による請求を受けたときは、内容を精査し第9条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第14条 災害業務等の実施において甲、乙双方の責に帰すべからずものにより、第三者に損害を及ぼしたとき、又は甲が貸与の建設資機材等に損害が生じたときは、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。ただし、その損害のうち、災害業務等の実施につき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担するものとする。

なお、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告しなければならない。

(訓練等への参加)

第15条 乙は、甲が主催する訓練等に、甲からの参加要請があった場合は参加するものとする。

なお、参加に伴う費用は乙が負担するものとする。

(身分証明書の携帯)

第16条 第6条③道路啓開にあたり、災害対策基本法に基づく対応を行う場合は甲が発行する身分証明書を携帯し、必要に応じ提示するものとする。

(緊急車両事前確認の申出)

第17条 本協定締結後、協定内容の実施にあたり、「緊急道路指定区間」への立ち入りを考慮し、乙（私有車両除く）が保有している車両について可能な限り「緊急通行車両として事前確認の申出」を行い標章及び証明書の交付を受けるものとする。その交付を受けた場合は登録状況を甲に報告するものとする。

(有効期限)

第18条 この協定の有効期限は、令和8年10月9日から令和9年3月31日までとする。

(協定の解約)

第19条 甲もしくは乙において、第18条の有効期限内に協定を継続できない事情が発

生したときは、甲乙協議のうえ協定を解約できるものとする。

(その他)

第20条 この協定に定めのない事項又は、疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

2 協定区間内で維持工事を契約している場合においても、協定区間内で行った災害協定に基づく災害対応については活動実績とする。

3 災害対策基本法に基づく措置に関連する事項については、別途定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和8年10月9日

甲. 群馬県高崎市栄町6番41号
国土交通省 関東地方整備局
高崎河川国道事務所長 舟波 昭一

乙. 群馬県〇〇市××番地
〇〇建設株式会社
代表取締役 □□ □□